

長崎県後期高齢者医療広域連合告示第18号

長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱を廃止する要綱をここに告示する。

令和6年11月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 古川 隆三



長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱を廃止する要綱  
長崎県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱（平成21年長崎県後期高齢者医療広域連合告示第10号）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。